

第五節 酒造業の展開

1 幕府酒造政策の転換

酒造制限から 元禄十年（一六九七）の元禄調高を基準に、翌年より宝永五年（一七〇八）までは毎年五分の

勝手造りへ 一造りという厳しい減醸令が連発された。しかしその間、隠造・過造の密造がその反動と

して横行し、幕府は酒造取締りに四苦八苦する状況であった。しかも酒価の五割におよぶ酒運上の賦課も、この間の酒価の高騰によって造石高が伸びず、結果的には宝永六年の運上収入はわずか六千兩、幕府財政収入の1%にも満たない状態に立ちいたった。当時幕政を担当していた新井白石は、このような運上政策は酒価の高騰を引き起こすだけと判断して、同年六月ついに酒運上の廃止に踏み切った。さらに正徳六年（一七一〇）には、元禄調高の三分の一造りを発令し、元禄以来の長い間にわたる減醸令は緩和されることになった。

さらに享保期になって米価の低落が続くと、幕府はそれを防止する措置として宝暦四年（一七五四）には元禄調高までは勝手造りとする新令を布達した。これは先の正徳六年の酒造統制緩和を一段と推進するもので、



写真 88 酒造 洗米図 (『日本山海名産図会』)

明らかに幕府自らが酒造奨励の積極策を打ち出したものとして注目される。

太宰春台が『経済録』のなかで、「壬寅(享保七年)の秋から米はとみに下落し、その後少し高くなったがまた大きく下落し、結局ここ七、八年の間に、昔の高かった時分の五分の二の価となる」と述べているような形で、米価変動が従来のように単なる一時的な豊凶によるものではなく、恒常的な低米価現象として慢性化してゆくと、幕府にとって事態はいよいよ深刻化していった。

この米価低落の原因は、要するに全国経済の拠点としての大坂堂島への廻着米量の増大にあったとみられ、そのことは、正徳四年の大坂廻着米高一二万三千石が、享保十七年(一七三三)一二四万三千石にまで増大し、このとき米価が一石につき銀二〇匁台にまで暴落している事実からも明らかであろう。このような米の流通事情の変化は、太宰春台が「士人ノ困窮尤モ甚シ」と警告しているように、米をもって市場で換金し生活を支えてきた幕藩領主経済に対し、深刻な打撃を与えたのである。

そこで幕府は米価引上げ策を積極的に推進していった。具体的には買上米の奨励、廻米制限、町人買米令などの諸政策が打ち出された。こうして最終的には諸国払い米に対して米価の法定価格を公定する政策まで

とられた。これらの積極的な米価引上げ策と並行して、酒造業のもつ米価調節機能に期待し、その有力な手段として酒造造石奨励策が打ち出された。それは元禄株改め以来の幕府の酒造政策を、根本的に転換してゆくものであった。

すでに享保十六年には、酒屋に対し酒造米を多く買い取るように布達し、同時にその資金に不足している酒屋には、新米を貸与するという恩典まで与え、全面的に酒造業奨励への姿勢を示していた。そしてその行きつくところが、前述の宝暦四年の「元禄調高まで勝手造り」令である。さらにこの布達には、休酒屋に対しても営業の再開は自由であるという但し書まで付けられていた。ここに酒造体制は元禄調高を中心とした酒造株体制から、新たに自由競争体制へと突入していったのである。

元禄江戸積 このような幕府の酒造政策の転換は明らかに従来からの在々酒造業禁止という「祖法」をも体制の動揺 否定することであり、これを機に従来都市に集中していた酒造株が、在方へも売買譲渡されていった。こうして公然と農村を中心にして新規の酒造業者が出現することになった。

つまり酒造株体制から概観すると、従来よりの酒造仲間にとっては、一度公認された元禄調高による酒造特権が廃棄されたことを意味し、以後在方を含めた新規酒造家をまじえて、都市酒造業と在方酒造業との間で競争契機が導入されることを意味した。

この在方酒造仲間の、新規江戸積酒造体制への参入という事態が近世前期の酒造株仲間体制に与えた影響は大きく、伊丹、池田、西宮、兵庫、尼崎などの上方江戸積銘醸地といえども、その例外ではなかった。大坂・尼崎と兵庫の間に大きく広がる灘目といわれた農村地域で、この時期新たに江戸積酒造業の台頭発展が

みられたのである。

享保九年の下

り酒銘醸地

元禄十年の元禄調高の株改め時においては、上方からの江戸入津樽数は六四万樽で、その江戸積銘醸地は、伊丹、池田、大坂、尼崎、兵庫、西宮に、川辺郡・島上郡・有馬郡に散在する地域と、それに泉州堺を加えた、摂泉両国にまたがっていたが、このいわば元禄期の江戸積酒造体制には灘目・今津の在方酒造業はまだ含まれていなかった。

ところがそれより二七年後の享保九年に、

江戸下り酒問屋が調査した当時の下り酒主産地および酒造家数は、表82に示した通りで、すでに今津・灘目の台頭が明瞭に読みとれるのである。これによれば大坂（北組・南組）四五九人、同天満一三五人を筆頭に、北在（三田・武庫・鴻池を含む）九五五人、西宮八二人、伊丹五四人、尼崎四一人、兵庫四〇人、池田二七人、伝法二三人、堺四人で、いずれも城下町・宿場町・在郷町で、兵庫も港町としての性格上、四〇軒もの江戸積酒造家を有しており、これらは従来からの江戸積主産地でない

表 82 享保9年(1724)江戸積酒産地および酒屋数

灘 目		古規組 従前の銘醸地		そ の 他	
地 名	酒屋数	地 名	酒屋数	地 名	酒屋数
今津	29人	大坂	459人	尾張	72人
御影	10	天満	135	美濃	65
魚崎	4	西北	82	三河	57
森	4	北伊	78	河内	6
神戸	4	伊丹	54	播磨	3
脇浜	1	尼崎	41		
青木	1	兵庫	40		
鳴尾	1	池田	27		
本庄	1	伝法	23		
		三堺	12		
		武庫	4		
		鴻池	4		
			1		
合計	55	合計	960	合計	203

資料：神戸税務監督局編『灘酒沿革誌』

お中心的地位を占めている。

しかしそれに対し、今津二九人と、灘目二六人（うち御影は一〇人）を合わせた五五人はここに始めて名前を連ねている酒造家である点が注目される。以上摂津の合計一〇一五人がのちの江戸積撰泉十二郷の酒造家であり、それに尾張・美濃・三河の東海三国（いわゆる中国酒の産地）に河内・播磨を加えて一二一八人が、当時の江戸積酒造家総数であった。数の上では大坂・西宮・北在などが多いが、極上酒を造る酒屋としてはこの調査報告に下り酒屋総数のうち三三人しかあげていない。それは伊丹一五人、池田一人、北在三人、鴻池・西宮・魚崎村各一人ずつなどとなっている。やはり伊丹・池田に極上酒の酒屋が多い。灘目・今津の場合もようやく下り酒銘醸地に名を連ねたばかりで、その初期の状況がうかがえる。

このようにして、いわば元禄期に確立した近世前期の江戸積酒造仲間Ⅱ古規組に対して、新規組Ⅱ灘目・今津酒造仲間の台頭発展がみられた。その転期が享保期であり、しかも元禄酒造株体制では禁止されていた在々酒造業として、新たに西摂沿岸の灘目・今津の農村を基盤に展開してくるのである。

2 灘酒造業の台頭

灘目と灘

灘酒造業の中心を形成した地域は、摂津西部沿岸地帯の「灘目」と呼ばれた地方である。もと五郷

もと「灘」とは、東は武庫川口より西は旧生田川の近傍にいたるまでの、今津村（武庫郡）と菟原・八部両郡にまたがる沿海およそ二四キロメートルばかりの地域の総称である。

表 83 灘三郷(近世)・灘五郷(近代)の地域区分

近 世			近 代	
灘三郷	旧郡名	所 属 村 名	灘五郷	現市区名
今 津	武 庫	今津	今 津	西宮市
上 灘	東組	打出・芦屋・深江・青木・魚崎・住吉	魚 崎	神戸市東灘区
	中組	御影・石屋・東明・八幡	御 影	
	西組	新在家・大石・岩屋・稗田・河原・五毛	西 郷	神戸市灘区
下 灘	八 部	ニツ茶屋・神戸・走水・脇浜		
			西 宮	西宮市

文献のうえでは、「灘」という名称は正徳六年(一七二六)に見え、また「灘目」は寛延三年(一七五〇)の大坂石屋仲間文書のなかに見出され、それは「灘」のうちの菟原・八部兩郡にまたがる地域をさし、「灘辺」という意味であった。

さらに明和九年(一七七二)の「上方酒家十カ所」酒造仲間の酒運上金免除嘆願書のなかでは、この一〇カ所として、まず灘目を菟原郡にある上灘目と八部郡にある下灘目に二分割し、これに大坂三郷、池田、伊丹、尼崎、伝法、今津、西宮と、川辺郡の江戸積銘醸地である加茂村・小池村(のち北在郷に属す)を加えている。

また灘目が江戸積酒造地としての地位を確立した安永五年(一七七六)には、「上灘江戸積酒造家中」「下灘江戸積酒造家中」とも見え、仲間結合のあとをうかがうことができる。こうして安永期には江戸積酒造業が広く灘において定着し、上灘・下灘、今津にも酒造仲間が結成され、それぞれ一郷を形成するまでになって、伊丹・池田・西宮など既成の江戸積酒造仲間に加えているのである。江戸時代には一般に広く「灘」という場合には灘目と今津を含んでおり、「灘目」は上灘と下灘から成り立っていた。こうして、のち摂泉十

二郷の江戸積酒造仲間が結成されたときも、今津郷・上灘郷・下灘郷の灘三郷は、灘酒造業の中核として二郷のなかに数えられている。

ところがさらに下って文政十一年（一八二八）には上灘郷がさらに分裂して、東組（青木・魚崎・住吉の三カ村）・中組（御影・石屋・東明・八幡の四カ村）・西組（新在家・大石の二カ村）の三組（郷）を形成する。その詳細は後述するとして、それは上灘郷があまりにも手広くなって、取締りが行き届かなくなったためで、このこと自体が端的に灘酒造業の拡大発展を物語っている。こうして文政十一年以降、上灘三組と下灘・今津をもつて、近世における「灘五郷」が形成されることになる。

もっとも今日の灘五郷は、今津・魚崎・御影・西郷に西宮郷を加えた五郷である。上灘東・中・西の三組がそれぞれ魚崎・御影・西郷になり、下灘が脱落して西宮が加わっていることになる。これは同業組合法に基づいて結成された明治十九年（一八八六）の「撰津灘酒造業組合」以来の名称であって、近世においては、灘目農村が代官所支配であったのに対し、西宮は町方として町奉行所支配であったことによる（表83）。

灘御影村

近世後期に江戸積酒造業が展開してゆく西撰灘目農村は、前述のように近世中期すでに商業的の状況 農業も活発に営まれ、農民の階層分化や社会的分業も進み、商品生産の発達したいわば先進的な地域であった。そうした典型的な村として御影村をとりあげ、そこでの酒造業の起りをみてみよう。

御影村は近世前期、東組は大和小泉藩領、西組は尼崎藩領に属していたが、明和六年にはともに幕府領に編入されている。東組は村高二六三石余（二三町三七畝二二歩）・戸数三三六戸・人口一三五九人、西組は同三四六石余（二七町六反一六歩）・三八四戸・一五一一人で、一般にいう一人一年米一石消費を基準にして考え

表 84 御影村(西組) 1町歩以上土地所有者の変遷

順位	年代	寛文4年 (1664)	貞享2年 (1685)	元禄8年 (1695)	安永8年 (1779)
1位		理兵衛 町反敵 2.38	生魚屋治郎太夫 町反敵 5.12	生魚屋治郎太夫 町反敵 5.32	材木屋彦右衛門 町反敵 3.20
2		次兵衛 1.25		安左衛門 2.93	材木屋治兵衛 2.40
3		七郎兵衛 1.14		安兵衛 1.10	材木屋治郎右衛門 2.26
4		生魚屋治郎太夫 1.04			寺井元水 2.15
5					伊勢屋七右衛門 1.16

資料:「御影村文書」(神戸大学文学部)

ると、村高に比し人口が多く、農業のみでは生計が成り立たない様相を示している。

土地所有の上からも寛文四年(一六六四)には、二町三反を最上層に五反以下層が九三%を占め、激しい農民層の階層分化を示し、それ以降も五反以下層はつねに九五%前後を占めている。寛文四年の上位高持層も元禄期を境にしてかなり激しい変動を繰り返しているが、酒造業や材木商などを営む在方商人は主にこの層に属している。

例えば一町歩以上の土地所有者の変遷をみれば(表84)、寛文四年に四位であった生魚屋治郎太夫が、貞享二年(一六八五)には五町一反を持つ村内最大の高持にのしあがり、安永八年にはその分家材木屋三家が上位を占めるようになっていた。一方、寛文四年の理兵衛・次兵衛はこの村の有力本百姓であったが、元禄期を境に没落し、代わって安左衛門が元禄八年(一六九五)には二町九反の高持として上位をしめ、当時は庄屋役を勤め、酒造業も営んでいた。しかしこの安左衛門も安永八年には上位から姿を消し、土地は六反五畝に減少、酒造株も材木屋治兵衛に譲渡している。安永八年に村内五位の伊勢屋七右衛門も、材木屋とならぶ江戸積酒造家として台頭しつつ

あつた一人である。

御影村でのこの寛文く元禄期にかけての高持上層農民の激しい新旧勢力の交代も、商業的農業の展開を通して貨幣経済が進行し、それが農民保有地の集中分散を生み出し、一部の富裕な農民の手に資本が蓄積され、新しい在方商人や地主が輩出されてくるという事情を示しているものとみられる。従つてその反面無高もしくはごくわずかの土地しか保有していない圧倒的多数の農民層が存在し、農業以外の余業、つまり賃労働を必要とする状況が存在していた。こうして新しい産業が生み出される基盤が広がつていたといえる。

明和六年同村の職業構成をみると、酒造業や廻船などの輸送業をはじめ各種の手工業、商業が存在し、農間余業としては酒屋稼ぎ・水主稼ぎ・日傭稼ぎなどがあつて、土地を離れても生活してゆけるまでに、商品経済が広汎に展開している様子がみられ、社会的分業の深化を示している。

御影・魚崎

村の酒造業

さて御影村の酒造業は、明和五年に一五人を数えるまでになつてゐるが、次にその系譜をたどつてみよう。元禄八年前に村内一位の土地所有者であつた生魚屋治郎太夫の四男甚九郎は元禄五年に分家し、在方商人としてはじめて材木業を営み、材木屋初代治兵衛となり、五男も分家して材木屋彦右衛門を名乗つた。いずれも分家して材木業を商売として独立してゐた在方商人で、後に酒造業を営む。その時期は元禄く享保期で、灘目においても貨幣経済への胎動を示す時期であつた。

なかんずく灘目農村から輩出してくる新興商人たちは、材木業や干鯛商人として手広く商品貨幣流通に加わり、有馬から六甲山を越えて御影村に通ずる脇街道に進出して駅所特権を脅かしたり、廻船を引き受けて問屋同然の類似営業を行つて兵庫津問屋と対立していった。こうした在方商人のなかに材木屋一統があり、

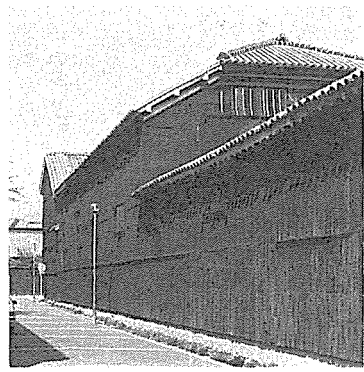


写真 89 酒蔵風景

同じく六甲越え新通路の運送で駅所と争った東明村の柴屋又四郎も、宝暦四年（一七五四）に酒造業を始めた江戸積酒造家の一人で、やはり当時灘目における有力な在方商人であった。

こうして御影村の材木屋治兵衛・同彦右衛門や、東明村の柴屋又四郎など、いずれも灘酒造家の出自は、在方における米・材木・干鰯の売買をはじめ、廻船を持って海運活動にも積極的に進出していった在方商人とその資本蓄積に求められるのである。

御影村の材木屋彦右衛門と治兵衛が材木業に専念し、在方商人として資本蓄積を進めるうちに、享保末期これまでの在々酒造業禁止の幕府祖法が改まり、造石奨励策がとられることになった。これを機に材木屋は江戸積酒造業へ転化していく。まず彦右衛門が元文五年（一七四〇）に酒造業を開始し、その三年後の寛保三年（一七四三）に材木屋治兵衛が酒造業を始めている。彦右衛門はその後絶家するが、治兵衛はさらに宝暦七年還暦を迎えたのを機に、家督を長男治郎右衛門に譲り、自らは末子をつれて分家した。前者が材木屋本家治郎右衛門Ⅱ本嘉納家で、後者は材木屋分家治兵衛Ⅱ白嘉納家となる。以後両家は近世を通じて御影村における代表的な江戸積酒造家として成長し、今日の菊正宗酒造および白鶴酒造につながる系譜を形成する。

なおこの明和六年に届け出された、御影村のうち西組の酒造家一六軒とその酒造米高を表示したのが、表85である。材木屋三家と伊勢屋・雑古屋を中心に、酒造米高の合計は五六五〇石であった。この時の各自の

第五節 酒造業の展開

表 85 明和5年(1768)御影村西組の酒造石高

酒造石高	酒造人	備	考
石 600	彦右衛門	材木屋	
600	栄七		
550	忠三郎		
500	治兵衛	材木屋	
350	十次郎		
350	六兵衛	伊勢屋七右衛門	
350	六三郎	雑古屋	
350	源左衛門		
250	治良右衛門	材木屋	
250	伝六夫	雑古屋、同村安左衛門酒株借り受け	
250	次郎太夫	尼崎・岸田屋孫左衛門酒株借り受け	
100	久四郎	冥加銀2枚にて酒造	
350	利右衛門	同上	
350	伊太夫	同上	
250	弥兵衛	同上	
200	又四郎	同上	
5,650	16人		

資料：「白嘉納家文書」

めの際にもすでに酒造米五八一石余を有する山路十兵衛が突出していた。ただ明和六年当時の諸職業をみれば、酒造家・船持ちなどはみられるものの、御影村ほど社会的分業は進んでいなかった。しかし持高一石以下および無高層が農民全体の七〇八割を占めるという階層分化は進んでおり、その意味では漸次酒造業を中核とする資本対賃労働の関係が醸成されつつあったという事情は、御影村の場合と同様であるといえよう。明和六年には酒造業者一七人が存在しているが、ただ近世中期以後この山路十兵衛に代わって

酒造株高は不明であるが、材木屋治兵衛については、元禄十年の改め高は五石である。そして明和六年よりわずか一六年後の天明五年(一七八五)同西組の酒造米高は一万八八四七石に達しており、実に三倍以上の急上昇をとげている。これは明和期の時点では未だ夢想だにできない発展であったことがわかる。御影村よりやや遅れて酒造業の発展をみせる魚崎村は、上灘東組の中心となってゆくが、元禄十年の株改

伝法・大坂からの出造り酒造家が魚崎村の酒造業の担い手となって成長していったという特徴がみられた。

酒造関連産

一方こうした酒造業の発展には、それを支える樽屋など関連産業が必要で、当然周辺にその業の広がり

部門が広がってゆく。その様子を、天明八年の減醸令に対して灘目村々農民が提出した「酒造増石嘆願書」によってみてみよう。

撰州村々惣名灘目と唱え来り、村高不相応に人多く御座候て、百姓一通りにては渡世仕り難く、身元相応に暮し候者どもは、酒造稼諸商売仕り来り候につき、末々百姓ども作間稼ぎとして、酒造働きその他船手・水車諸商売など、酒造に拘り渡世仕り候

として、具体的にその諸商売・諸稼ぎの内容を列挙している。

(1)酒造働き人、(2)米搗水車稼ぎ人、(3)酒米仲買人、(4)酒樽屋ならびに手間人、(5)酒積入れ廻船および小船諸荷物積入れ人、(6)糠・酒粕・薪の仲買人、(7)一般日雇人、(8)酒袋系木綿稼ぎ人(老女すべて女童の手業)、(9)酒樽巻きならびに筵(老人足弱の手業)、(10)組縄(同上)などである。

以上のように灘目農村では、明和期になると在方商人が成長し、その貨幣資本の蓄積を通して、これを酒造資本に転化させてゆく条件が整い、他方では階層分化を通して生み出された零細農民が、酒造一般働き人や酒造に関連のある諸商売・加工業の働き人として、酒造資本に吸収されていったのである。

これらの関連産業は同一村内に存在するとは限らないが、明和六年の御影村の明細帳でみると、焼酎屋五軒、酒樽屋三九軒、薪仲買五軒と米搗車四輛、大型廻船四艘という酒造業関連部門をあげることができ、また文政十二年魚崎村明細帳では、焼酎屋二人、酒樽屋八人、輪竹屋一人、廻船持ち一人などがこれ

に当たるとであろう。

3 江戸積撰泉十二郷の形成

灘目の台頭と大坂・西宮・兵庫の衰退 享保末期における米価の低落に対処して、幕府が在々酒造業禁止から積極政策へ転換したこと、および灘目農村において商品貨幣経済が発達し在方商人が成長していたこと

と、この二つの要因が、灘目農村において急速に江戸積酒造業発展の契機をつくりだしていった。

その結果、「元禄調高」によって一度は掌握した近世前期酒造株体制の枠を、幕府自らが破ってゆかざるを得なくなり、近世前期の都市酒造仲間による排他的独占体制が、造石奨励・自由営業という競争契機の導入によって根本的に崩れ去ってゆく事態に直面せざるを得なくなったのである。こうして造石奨励策によって今津・灘目一円の村々で江戸積酒造業が台頭してくると、大坂や西宮など従来の都市酒造仲間が江戸市場から後退せざるを得なくなり、先進酒造地の停滞ないし衰退が明瞭になっていった。

事実大坂三郷酒造仲間の場合は、かつて七百軒あった由緒ある酒造家のうち天明四年（一七八四）現在稼働している酒造家は四百軒にすぎないと、次のように訴えている。

大坂三郷酒造株の義、万治元戌年曾我又左衛門様・松平隼人正様御在勤の筋より、私共へ支配仰せつけられ、石改めなど仕り、株札相渡し来り申し候、右の節は酒造屋およそ七百軒余御座候て商売繁昌仕り候（中略）近來撰州の内在にて水車稼造多く仕り、石数等勝手に仕入れ仕り、当時凡そ七百軒御座候て

(1768) 兵庫津の酒造減石高

町名	酒造家名	酒造減石高	備考
東川崎町	車屋又右衛門	40	宮前町・山屋長左衛門より借り株
宮内町	讚岐屋与右衛門	40	木場町・讚岐屋十右衛門 //
東出町	木挽吉郎右衛門	30	三条村・久兵衛 //
湊町	川口屋半兵衛	30	尼崎・岸田屋弥兵衛 //
西出町	鍋屋九郎兵衛	50	// 西町・船屋伊兵衛 //
逆瀬川町	瓜屋伝兵衛	20	兵庫小物屋町・瓜屋九十郎 //
西出町	樋上屋治郎右衛門	60	// 鍛冶屋町・角屋吉右衛門 //
船大工町	日向屋治郎左衛門	30	// 細辻子町・劍菱屋市郎右衛門 //
小物屋町	升屋庄右衛門	50	// 小広町・岡本屋伊兵衛 //
木戸町	讚岐屋弥兵衛	30	岡方26町へ下付された馬借株 //
逆瀬川町	瓜屋治兵衛	20	// //
西宮内町	八わたや半右衛門	20	// //
小計	12人	420	
小物屋町	瓜屋甚太郎		ニツ茶屋村□屋七郎兵衛方へ貸付
出在家町	岩間屋兵右衛門	休	
宮前町	六軒屋弥兵衛	休	
新在家町	苧屋新左衛門	休	
小物屋町	升屋庄右衛門	休	
小計	5人		

商売繁昌仕り候、右につき大坂酒造屋不景気に罷りなり、年々酒造相減じ、当時四百軒余に罷りなり候につき、浮株凡そ三百軒余御座候

〔大坂三郷総年寄願書〕

要するに摂州在々の二百軒にのぼる灘目酒造業が水車稼ぎの酒造によって繁昌し、そのため七百軒あった大坂の酒造屋が四百軒に減少して不景気になったというのである。

また西宮についても、元禄十年（一六九七）には七九の酒造蔵が存在し、享保九年（一七二四）には八二軒の江戸積

第五節 酒造業の展開

このような稼働蔵数の減少からみて、この明和期は明らかに西宮酒造業にとって変動の時期であったことを示している。

こうした現象は、台頭する灘目酒造業との競争の結果であり、この後退に対して西宮酒造仲間、改めて仲間の団結と利益擁護を確認するため、明和元年に次のような申合せを行っている。それは、(1)西宮酒造株は延宝七年(一六七九)株と元禄十年株の所持者で構成される、(2)無株の酒造と分株とを禁止する、(3)酒造株の醸渡や貸借は酒造行事へ願ひ出て、町役人の承認を受け、そのうえで領主へ届け出て許可を受けてから名義を書き替える、(4)仲間加入に際しては、他所買株・仲間醸り株・借株・他所借株に依りて、加入銀を差し出す、というもので、その本意は「我意一存」の営業を抑え、仲間本来の排他的独占を強調しようとするころにあった。

表 86 明 和 5 年

町 名	酒 造 家 名	酒 減	造 高
		石	五
北 中 町	御 影 屋 治 兵 衛		60
木 場 町	讚 岐 屋 十 右 衛 門		40
〃 〃	讚 岐 屋 妙 光		90
〃 〃	瓜 屋 長 左 衛 門		40
小 物 屋 町	正 直 屋 弥 右 衛 門		60
小 江 川 町	御 影 屋 平 兵 衛		90
小 中 町	正 直 屋 安 右 衛 門		40
〃 〃	岡 本 屋 弥 兵 衛		50
小 広 町	岡 本 屋 伊 兵 衛		50
小 磯 之 出 町	酒 屋 源 兵 衛		30
〃 〃	川 崎 屋 利 左 衛 門		30
〃 〃	酒 屋 長 兵 衛		40
〃 〃	瓜 屋 久 兵 衛		40
鍛 冶 屋 町	阿 わ 屋 長 兵 衛		40
東 出 町	坂 本 屋 甚 兵 衛		50
東 関 屋 町	生 木 屋 七 郎 右 衛 門		45
小 物 屋 町	正 直 屋 八 三 左 衛 門		50
小 磯 之 出 町	酒 屋 五 兵 衛		30
東 川 崎 町	わ た や 長 四 郎		50
東 出 町	わ た や 武 兵 衛		50
小 計	20人		975

資料：神戸市立博物館所蔵文書

酒造家が稼働していた。ところが明和二年(一七六五)には六四蔵に減少し、それでも明和四年までは六〇蔵台を維持していたが、翌明和五年には五九蔵となり、同六年には四四蔵、七年には最低の三三蔵にまで激減しているのである。

しかしこうした仲間の申合せにもかかわらず、宝暦四年（一七五四）の勝手造り令を契機に、明和・安永期には酒造業の停滞と衰退が続き、酒造仲間構成員の交代が激しく繰り返されていったのである。

都市酒造仲間属する兵庫津酒屋仲間においても、享保末期以降からの灘目酒造業の発展の影響は深刻であった。前述の西宮・大坂と同じように、兵庫でも自ら減石の申合せを行い実施している。兵庫津の酒造株高および酒造家数については、享保九年に江戸積酒造家四〇人、享和三年（一八〇三）では株高一万九三七五石・軒数三二人という数字が判明する。そして当面の明和六年作成になる「子年（明和五年）酒造潰石高書上帳」（表86）では、自株所持酒造営業者御影屋治兵衛以下二〇人の減石高は九七五石、借株営業者車屋又右衛門以下一二人の減石高は四二〇石、そして瓜屋甚太郎は他村へ貸出し、岩間屋兵右衛門以下四人は休造者となっている。この時の株高は不明であるが、いずれにしろ明和期の兵庫津酒屋仲間も、減石ないし休造によってその危機的状況に対処している様子を読みとることができる。

天明期の江 元禄十年（一六九七）の上方からの江戸入津樽数は六四万樽であったが、そのなかにはまだ今**戸入津樽数** 津・灘目の灘酒造業はふくまれていなかった。享保期以降の灘酒造業の台頭発展の結果を、数量的に確認できるのはようやく天明五年（一七八五）で、新たに江戸積酒造体制のなかに加わった灘酒造業の動向を把握することができる。その江戸入津樽数は七七万余樽、これを地域別に示したのが図22（付表25）である。

まず今津が四万樽、灘目三二万樽で、合計灘三郷では三六万樽となり、全体の四六・五%にも達している。これを当時の経営史料を基礎にして玄米量による造石高に換算すると、約二一万石となる。また摂泉十二郷

のうち、灘三郷をのぞいた上方九郷は約二八万樽で全体の三五・九%を占めているが、なかでも伊丹一万樽、西宮七万樽が突出し、灘とともに主要な下り酒銘醸地であったことがわかる。また兵庫については、その数量は余り多くはなく灘目のなかに含まれている。

その他は尾張・三河の各五万樽と美濃の東海三カ国のいわゆる「中国酒」（江戸と上方との中間地点で醸造された酒という意味で、下り酒のなかにふくまれ、江戸問屋と同じ下り酒問屋で売り扱われた）の銘醸地を主として一三万六千樽、一七・六%を占

めていた。摂泉十二郷や下り酒十一ヶ国制については後に触れるとして、灘三郷が享保期にはじめて江戸積酒造地のなかに名が出てから、わずか半世紀ほどのあいだに、急速に発展してきたことが理解されるであろう。そこでその実態について御影村西組の酒造状況を例にみてみよう。

天明期の御影村酒造業

天明五年の御影村西組における酒造株高と酒造石高を表示したのが、表87である。前掲明和

五年のときには酒造家一六軒・酒造石高五六五〇石であったから、この間わずか一七年のあいだに、八軒・一万八八四七石余となり、酒造人は半減しているが造石高が三倍になるという変化がみられた。そして在方商人として台頭してきた材木屋は江戸積酒造業に専業化していった段階で、屋号を嘉納屋と改め、土地所有の面でも、この村第一の高持として成長し、治兵衛・治郎右衛門・彦右衛門の嘉納屋三軒が

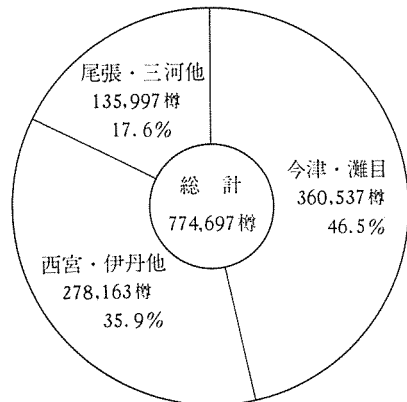


図 22 天明5年(1785)の地域別江戸入津樽数

表 87 天明 5 年(1785)御影村西組の酒造株高と酒造米高

酒 造 家 名	酒造株高	株札数	酒造石高
嘉納屋 彦 右衛門	石 141.5	枚 4	石 5,373
〃 治 兵衛	31.666	4	3,748
〃 治郎右衛門	823.75	4	3,675
雜古屋 六 三郎	13.75	1	1,287
〃 伝 六郎	10	2	1,673
〃 伝 三郎	18.5333	1	1,287
伊勢屋 七 右衛門	105	2	1,764
〃 五 兵衛	5	1	40
合 計	1,149.1993	19	18,847

資料:「御影酒造組合文書」

三つどもえの形で存在し、村内においても抜きん出ている。他方、座古屋三軒は明和・安永期には酒造家・廻船持としての活躍が著しかったが、天明期以降はやがてこの村の酒造家から名前が消えてゆく。かつてこの村の有力な地主であった雜古屋の没落と、新興の在方商人たる嘉納屋の台頭は、灘酒造業の発展による村落内部での新旧勢力の交代の様相を如実に示している。

表 87 でみられるもう一つの顕著な事実は、酒造株高一一四九石でもって、現実には一万八八四七石の酒造(造石高)を行っている点である。このように株高と造石高とに懸隔が生じているのは、元禄十五年の株改めによって設定された元禄調高以来、一度も株改めによる株高と造石高との調整がなされていなかったためであり、またその懸隔が大きいほど、酒造業の発展が急速になされて

きたことを表わしている。ここに天明八年に、元禄調高以来の株改めを実施しなければならない必然性があったのである。

ただここで注意すべきは、この天明五年の造石高というのは、実は天明八年の株改めに際して、各自酒造家に申告させた造石高であって、果たして天明五年当時に申告高通りの造石高であったか否かは確かではない。事実、天明五年当時酒造稼ぎをしていたが、天明八年には休造したために、この表には省かれて名前の

あがっていない酒造家もある。さらに天明五年の造石高は申告高であるため、株改めにつづく天明八年以後のきびしい幕府の酒造制限令を予測して、前もって実際よりは多く申告したという場合も考えられる。

これらの点を考慮したうえで、なおかつこの天明期の株改めの結果をもって御影村における享保期以降の目覚ましい酒造業発展の跡を、はじめて数量的に確認することができる。それはまさに、御影村にかぎらず「摂州在々」酒造家による目覚ましい江戸積酒造業発展の姿であったともいうことができる。

江戸積撰泉十

享保期以降にあらわれた江戸積酒造仲間における顕著な変化の一つは、近世初頭以来の江

二郷の形成

戸積酒造地の衰退ないし変貌であり、他は、新進の新興酒造地の台頭発展であった。しか

しこのような変化は酒造業に限らず、幕藩体制が解体期を迎え、領主的商品経済に対して農民的商品経済がそれを圧倒してゆくような産業部門では往々みられた。これを都市問屋仲間⇨古規組と、在方商人仲間⇨新規組との対立という表現であらわすこともできる。しかし後者の発展が、前者の存立基盤をおびやかす段階にいたれば、それは一応「危機の時期」として自覚されるようになる。その時期が天明・寛政期であったとすることができる。

そしてこの封建的危機に対する領主的対応は、次の二つの仕方になされた。一つは、都市⇨古規組仲間の再編成を通して在方⇨新規組仲間の発展を包摂しようとする動きであり、他の一つは、幕府権力の発動によって上から直接統制を加え掌握しようとする動きである。前者がここで述べる撰泉十二郷酒造仲間の結成であり、後者が次章でふれる天明八年の株改めと寛政改革によって発動される酒造統制の強化策であった。

さて江戸積撰泉十二郷とは、大坂三郷（南組・北組・天満組）・伝法・北在・池田・伊丹・尼崎・西宮・兵庫

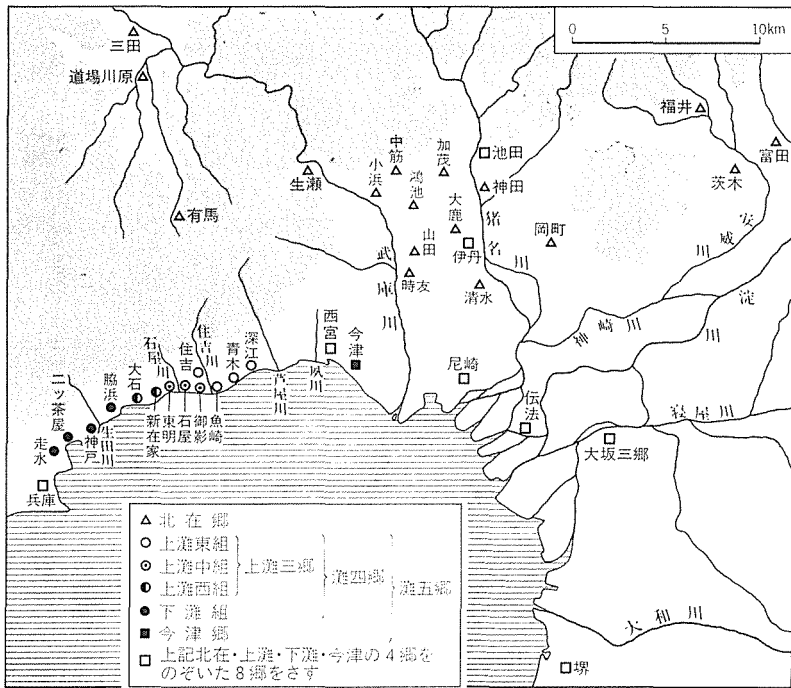


図 23 摂泉十二郷地域図 (原図『伊豆市史』2)

・今津・上灘・下灘・堺の、摂津・和泉二国にまたがる江戸積銘醸地の十二郷をさしている(図23)。

これら十二郷はいずれも地名であるが、ただ一つの例外として北在郷がある。北在郷は『灘酒沿革誌』によれば、摂津北方に散在する小醸地を総称したもので、およそ西宮より北は一〇里、東は六里ばかりの地域をさすと述べている。川辺郡を中心に、島上・豊島・武庫・有馬の四郡に散在する江戸積銘醸地の小地域を包括した名称で、元禄期に名前のあがってくる江戸積銘醸地のうち、鴻池・清水・大鹿・山田・小浜(以上川辺郡)、富田(島上郡)、三田(有馬郡)などが含まれる。天保三年(一八

三三)には、北在組は二二カ村で、酒造家三〇軒、株高二万三六二石余であった。要するに西国街道や有馬への街道筋にある酒造地で、近世初期より江戸積酒造の特権が認められていた鴻池村の山中新右衛門、島上郡富田村の紅粉屋(清水)市郎右衛門、川辺郡加茂村の岩田五郎左衛門、山田村の市右衛門・忠右衛門、小浜村の塗屋半左衛門などがその有力な酒造家であった。

摂泉十二郷のなかで、上灘・下灘・今津のいわゆる灘三郷をのぞいたほか九郷は、いずれも元禄十五年の株改めのときに、すでに江戸積酒造業の主要な銘醸地であり、これら銘醸地の江戸積酒造家によって、近世前期の江戸積酒造株体制が編成されていた。そしてこのなかには、明らかにまだ今津・灘目は含まれておらず、この灘三郷が江戸下り酒主産地のなかに台頭しはじめる時期は享保期以降であった。その意味では、この十二郷の形成は、これら摂津在々に展開した新興酒造地の台頭発展によって江戸積先進地Ⅱ古規組が圧倒されるようになり、改めて元禄体制の立て直しを余儀なくされた時点での酒造家仲間再編成の問題でもあったといえよう。

摂泉十二郷結成 この十二郷の成立に直接深い関連をもっていると考えられるのが、天明四年大坂三郷総の契機と時期

年寄一三人が提起した酒造冥加金割り替え一件である。その意図するところは、万治年間以来七〇〇軒あった大坂三郷酒造家が、水車精米による「摂津在々」の無株を含む灘目酒造家の繁盛の影響で減少している現在、従来の冥加金負担額を改め、大坂三郷四〇〇軒の酒造家より五〇〇両、摂津在々酒造家よりも五〇〇両、その他在々駄売屋と三郷看板受酒屋六〇〇軒より一五五兩ずつ、合計一一五五兩(銀六九貫余)とし、これを三郷総年寄が徴収して大坂町奉行に納めるというのである。

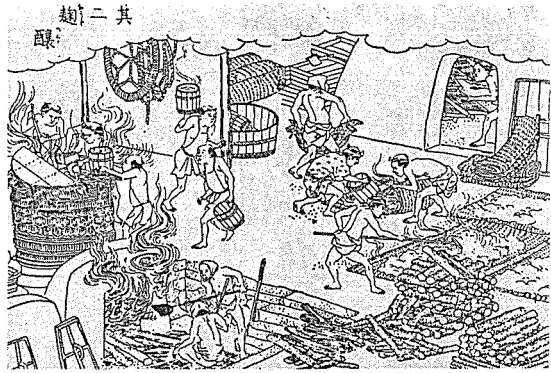


写真 90 酒造 麴醸図 (『日本山海名産図会』)

この提案に対しては、二〇〇軒の灘目在々酒造家ももちろん反対し、三郷総年寄が指摘するような無株による酒造業者は存在しないし、「村々酒造の儀」も許可されており、いまこれら酒造家が大坂三郷総年寄の支配下に入るになれば、酒造家の存続はもとより、ひいては一般百姓の渡世にも差し支えると主張した。幕府もこれを不裁許としたので一件は取り下げられて落着いている。

しかし、この大坂三郷総年寄の意図は、享保期以来の「在々」酒造仲間の発展を大坂三郷で受けとめて、これを元禄体制のなかに包摂し、この不均衡に発展してきた各郷江戸積酒造仲間の利害対立を調整してゆこうという点にもあった。その意味でこの酒造冥加一件は実現されなかったとはいえ、大坂三郷を触頭とする十二郷酒造仲間成立の機が熟していた時点での問題提起であったといえる。

後の万延二年(一八六一)「酒造年寄役差免願書」では、この十二郷酒造仲間の結成を「天明年中」のこととし、また大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭となるべき理由を、大坂三郷は主力を江戸積においていないから、江戸積に関しては依怙蝨虱のない中立の立場を保ち得ることにあるとしている。つまり各郷江戸積酒造家の利害対立を調整してゆくための公平な第三者としての中立性を、大坂三郷大行事に期待したのである。ここではとくに、その成立の時期が天明期であった点に注目しておく。

このようにして十二郷酒造仲間の結成以来、大坂三郷酒造大行事が十二郷触頭をつとめ、各郷から選ばれた酒造行事を統轄し、各酒造行事の参会の席上において、江戸積酒造全般に関する諸事項が協議決定されるようになった。その内容は販売についての江戸の下り酒問屋との折衝をはじめ、生産調整や出荷統制、それに運賃の決定の問題から、幕府布達などの伝達にいたるまで、すべて酒造にかかわる諸問題が採り上げられた。そしてなによりも十二郷各酒造仲間の調整という点では、新興江戸積酒造地たる灘三郷を、撰泉十二郷酒造体制の枠のなかでいかに抑えてゆくかが問題となり、灘三郷からいえば、この十二郷体制をいかに切り崩して発展してゆくかが、それ以降の新規在々酒造仲間に課せられた大きな問題となったのである。